

保 税 蔵 置 場 (営 業 用) 許 可 公 告

関税法第42条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月25日

函 館 税 関 長 田 中 透

記

1. 被許可者の住所及び名称
北海道広尾郡広尾町会所前5丁目6番地
十勝海運株式会社
(法人番号：7460101003436)
2. 保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署：釧路税関支署十勝出張所）
十勝港第4埠頭コンテナヤード 保税蔵置場
北海道広尾郡広尾町会所前6丁目2、3番地
3. 保税蔵置場の構造、棟数及び面積
露天
3カ所 5, 100 m²
4. 蔵置貨物の種類
輸出入一般貨物
5. 許可期間
自 令和 8年 4月 1日
至 令和14年 3月31日